

定期報告対象

| 対象用途 | 県管内の報告対象 | | 報告時期 |
|--|--|--|-------------------------|
| | 国政令で定めるもの (①、②・・・のいずれかに該当するもの) ※1 該当する用途部分が避難階のみにある施設を除く。 ※2 地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の延べ床面積の合計が100㎡を超える施設に限る。 | 県細則で定めるもの (①、②・・・のいずれかに該当するもの) | |
| 劇場、映画館、演芸場 | ① 3階以上の階にあるもの ② 客席の対象用途床面積が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの | 【指定なし】 (これまで定めていた ①客席の床面積が200㎡を超えるもの、②主階が避難階にないもの、は廃止) | H28,H30,・・・ (以降2年ごと) |
| 観覧場(屋外観覧場を除く。)、 公会堂、集会所 | ① 3階以上の階にあるもの ② 客席の対象用途床面積が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの | 【指定なし】 (これまで定めていた ①客席の床面積が200㎡(観覧場・公会堂)又は300㎡(集会所)を超えるもの、②主階が避難階にないもの、は廃止) | H28,H30,・・・ (以降2年ごと) |
| 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(平成28年1月国土交通省告示第240号(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件)(以下「告示」という。)第1の2に規定するもの。) | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 児童福祉施設等(告示第1の2に規定するもの及び保育所を除く。) | (指定なし) | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 旅館、ホテル (簡易宿泊所を含む。) | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ②地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③対象用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの | H29,H31,・・・ (以降2年ごと) |
| 共同住宅(告示第1の2に規定するもの。) ※サービス付き高齢向け住宅等 | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの | 【指定なし】 | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 寄宿舎、下宿(告示第1の2に規定するもの。) ※サービス付き高齢向け住宅等 | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 寄宿舎、下宿(告示第1の2に規定するものを除く。) | (指定なし) | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 学校(建築基準法第12条第1項に規定する国等の建築物以外の公立学校を除く。)、体育館(学校に附属するもの。) | (指定なし) | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が2,000㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 | ① 3階以上の階にあるもの ② 対象用途床面積の合計が2,000㎡以上であるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ②対象用途床面積の合計が2,000㎡以上のもの | H29,H32,・・・ (以降3年ごと) |
| 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗 | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ②地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの | H29,H31,・・・ (以降2年ごと) |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店 | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの | ①3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ②地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの | H29,H31,・・・ (以降2年ごと) |
| 事務所 | (指定なし) | 【指定なし】 (これまで定めていた 5階以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものうち、①3階以上の階でその用途の床面積が300㎡を超えるもの、②地階でその用途の床面積が100㎡を超えるもの、は廃止) | |

| 対象設備 | | 県管内の報告対象 | | 報告時期 |
|---------|------|---|---|--------------|
| | | 国が政令で定めるもの | 県細則で定めるもの | |
| 特定建築設備等 | 昇降機 | ① エレベーター ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機(フロアタイプ) ※ 対象外 ・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター (労安法施行令第12条1項6号に規定するEV) | 【指定なし】 | 1年毎 |
| | 建築設備 | (指定なし) | 【指定なし】 (これまで定めていた換気設備、排煙設備、非常用照明について、建築物の点検時に行うこととする) | 建築物の報告期限に準ずる |
| | 防火設備 | ① 政令で指定する建築物に設けられた防火設備 ② 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設(該当用途の床面積の合計が200㎡以上のもの)の防火設備 ※ 対象外 : 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備 | 県が指定する建築物に設けられた防火設備 ※ 対象外 : 常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備 | 1年毎 |
| 準用工作物 | | ① 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) ② ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ③ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの | 【指定なし】 | 1年毎 |

※建築物の報告は、提出日の前3ヶ月以内に調査したものを、報告対象となる年の9月1日から11月30日の間に提出してください。
(平成28年度は12月28日までに提出してください。)

※特定建設設備等の報告は、前3ヶ月以内に検査したものを、毎年4月1日から翌年3月31日まで、かつ、前回の報告の日から1年を超えない日までに提出してください。

【経過措置】

平成28年6月1日に現に存するもの又は平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に検査済証の交付を受けた、小荷物専用昇降機(フロアタイプ)及び防火設備については、経過措置により平成28年6月1日から平成31年3月31日までの間は、期間内に1回報告することとする。ただし、当該防火設備が本報告を要する建築物に設けられている場合にあつては、当該期間内における当該建築物に係る報告時期に報告することとする。

※建築設備(換気設備、排煙設備、非常用照明設備)の指定は、今回の改正にて解除しております。